

令和6年度 保険料率のお知らせ



| | | |
|--------|----------|---------|
| 健康保険料率 | 現行 9.66% | ▶ 9.94% |
| 介護保険料率 | 現行 1.82% | ▶ 1.60% |

※令和6年3月
(4月納付分)から
変更となります。

保険料率変更に伴い従業員様の給与控除額の変更をお願いします。
保険料の料額表については協会けんぽホームページ、
または2月に日本年金機構から発送された保険料納入告知書の同封物をご確認ください。

お問い合わせ先 (協会けんぽ石川支部) 企画総務グループ | TEL 076-264-7200 [音声ガイダンス④]

令和6年度「健診のご案内」を送付します!

協会けんぽではご本人様・ご家族様の生活習慣病の予防・病気の早期発見のため、
健康診断の費用補助をおひとり様 **年度に1回** 行っております。ご案内をそれぞれ送付いたしますので、ご確認ください。

| | | |
|------|---------------------------------------|---|
| 対象者 | 35~74歳の 被保険者(ご本人)様 | 40~74歳の 被扶養者(ご家族)様 |
| 送付時期 | 令和6年3月下旬 | 令和6年4月上旬 |
| 送付先 | 事業所様あて | 被保険者様の住所あて |
| 送付物 | 「生活習慣病予防健診のご案内」を 緑色 の封筒にて送付 | 「特定健康診査受診券(セット券)」を 黄色 の封筒にて送付 |



※令和6年能登半島地震の影響により、一部地域へのお届けが遅れる場合がございます。

お問い合わせ先 (協会けんぽ石川支部) 保健グループ | TEL 076-264-7200 [音声ガイダンス②]

令和6年能登半島地震により被災された加入者の皆さまへ

令和6年能登半島地震により被災された皆さまへ心よりお見舞い申し上げますとともに、
亡くなられた方やそのご家族に、心よりお悔やみ申し上げます。
協会けんぽでは、この度の地震により被害を受け、条件に該当する皆さまに以下の対応
を実施しています。

- 1 保険証がなくても医療機関を受診できます
- 2 医療機関における一部負担金が免除になります
- 3 任意継続健康保険料の納付期限を延長いたします
- 4 すでにお支払いいただいた一部負担金の還付を受けることができます

対象となる条件や
詳細につきまして、
協会けんぽホーム
ページにてご確認
ください



退職される方の**保険証の回収**にご協力ください

従業員様が退職する場合、扶養されていたご家族様を含め、退職日の翌日から保険証は無効となります。

■事業主(事業所ご担当者)様へのお願い

✓退職予定の従業員様へ、退職後すみやかに事業所様へ**保険証・高齢受給者証・限度額適用認定証**(ご家族様分を含め)を返却するようにお伝え願います。

✓従業員様の**資格喪失日から5日以内**に回収した保険証を添え、日本年金機構に「**資格喪失届**」をご提出ください。

なお、「資格喪失届」を電子申請でご提出される場合は、電子申請の到着番号がわかる画面を添付のうえ、保険証をすみやかにご提出ください。

※無効になった保険証で医療機関等へ受診(無資格受診)すると、ご本人様に医療費をお返しいただくことになります。



✓退職後の健康保険は従業員様ご自身で加入手続きをする必要があることをお伝え願います。

■協会けんぽの任意継続保険に加入をご希望の方

任意継続保険には加入要件(右記①、②いずれも必須)があります。



- ①退職日までに被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること
- ②退職日の翌日から20日以内に「**健康保険任意継続被保険者資格取得申出書**」を協会けんぽへ提出(必着)すること



申出書はこちらからも印刷ができます!

全国健康保険協会ホーム ▶ 申請書 ▶ 任意継続の申請書



2024年12月2日に
保険証は廃止されます

今から使おう! マイナ保険証



マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。



便利 各種手続きも便利・簡単に!

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「**限度額適用認定証**」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。▶
厚生労働省HP [マイナンバーカードの保険証利用でみんなにいいことたくさん!!]



 **全国健康保険協会 石川支部**
協会けんぽ

〒920-8767 金沢市南町4-55 WAKITA金沢ビル9階

協会けんぽ 石川 検索



協会けんぽの**給付金の申請**や
健康づくりの紹介動画はこちらから

✓協会けんぽの**メールマガジン**
健康保険の最新情報を**無料**でお届け!

登録は
こちらから

